**資料４**

障害者差別解消支援地域協議会について

１．位置づけ

区内における障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消法１７条の規定に基づき、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置する。

２．地域協議会の役割

障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例の共有、関係機関の連携、障害および障害者の理解促進・普及啓発等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進する。

1. 障害者差別の解消に係る事例の共有
2. 関係機関の連携
3. 障害および障害者の理解促進・普及啓発

３．第６期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画における検討課題

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画頁 | 該当箇所 | 内容 |
| 55 | ＜取組みの方向性＞心のバリアフリーの推進①障害者差別解消法の取組みの推進と障害者理解の促進 | 障害者差別解消支援地域協議会を活用し、地域における障害者差別解消と障害者理解促進の取り組みを進めます。 |
| 55 | Colum③障害者差別解消法に対する区の取組み●主な取組み内容③品川区障害者差別解消支援地域協議会の開催 | 差別解消に係る事例、障害および障害者の理解促進・普及啓発について、協議会で情報共有して、障害者差別解消の取り組みについて検討します。 |